

## 基本事項について

## (1) 変更届の提出について

## 1) 介護報酬の算定に関するもの

## 提出書類

サービス種類	必要書類
全サービス共通 (A)	変更届出書 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 運営規定・重要事項説明書 (変更がある場合) 各種資格・研修要件に関する修了証書 等
認知症対応型通所介護	サービス提供体制強化加算に関する届出書 サービス提供体制強化加算に関する確認書 勤務形態一覧表
小規模多機能型居宅介護	サービス提供体制強化加算に関する届出書 サービス提供体制強化加算に関する確認書 勤務形態一覧表
認知症対応型共同生活介護	サービス提供体制強化加算に関する届出書 サービス提供体制強化加算に関する確認書 認知症専門ケア加算に係る確認書 勤務形態一覧表
地域密着型 特定施設入居者生活介護	夜勤看護体制加算に係る届出書 勤務形態一覧表
地域密着型 介護老人福祉施設	栄養マネジメントに関する届出書 サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書 サービス提供体制強化加算に関する確認書 日常生活継続支援加算に係る確認書 看護体制加算に係る届出書 認知症専門ケア加算に係る確認書 勤務形態一覧表 看取り介護体制に係る届出書 夜勤職員配置加算に係る確認書

サービス提供体制強化加算に係る職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度の平均を用いる。

ただし、平成 21 年度においてはすべての事業所及び平成 22 年度以降においては前年度の実績が 6 ヶ月に満たない事業所の場合、届出日の属する月の前 3 ヶ月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。そして、届出月以降も毎月所定の割合を記録し、下回った場合は届出を要する。

## 提出〆切

- ・(介護予防) 認知症対応型通所介護事業所
- ・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所
 

届出が毎月 15 日以前になされた場合	翌月から算定可
届出が毎月 16 日以降になされた場合	翌々月から算定可

- ・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (短期利用含む)
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 

届出が受理された日が属する月の翌月から算定可
届出が受理された日が月の初日である場合は当該月から算定可

注 要件の審査等を行い、補正が必要な場合には適宜補正を求めることになり、その補正が終了しないものについては受理しないので余裕をもって提出すること。

2) 資格要件を有する者、又は介護保険法第78条の5で定める事項の変更について

**提出書類**

変更届出書

運営規定・重要事項説明書（変更がある場合）

各種資格・研修要件に関する修了証書 等

変更があったときから10日以内に届出が必要。

運営規定における「文言の変更」等軽微な変更については、届出は不要。

(2) 事業の休止・廃止の届出について

これまでの「休止・廃止後10日以内」から、「休止・廃止予定日の1月前まで」に変更。

(3) 各種研修について

平成21年度青森県認知症介護実践研修（認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修）の実施主体として、社団法人青森県老人福祉協会が指定されました。

その他の研修は昨年同様、青森県が実施主体となっています。

1) 今年度の開催時期について

ア 認知症介護実践者研修（年3回 全て受付終了）

青森会場	弘前会場	八戸会場
H21.6.22～	H21.7.13～	H21.8.24～

イ 認知症対応型サービス事業開設者研修（年1回 受付終了）

H21.6.22～

ウ 認知症介護実践リーダー研修（年1回）

H21.9.3～（申込期限：平成21年7月27日（月）県老人福祉協会必着）

エ 認知症対応型サービス事業管理者研修（年1回）

H21.10月上旬頃（予定）

オ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（年1回）

H21.10月上旬頃（予定）

2) 管理者研修について

八戸市では、青森県が実施する管理者研修が年1回しかないことを考慮し、認知症介護実践者研修受講済であれば、直近の管理者研修受講を前提として、**例外的に**管理者となることを可としています。（地域密着型特定施設・地域密着型介護老人福祉施設を除く。）

しかし、これは人員基準に抵触していることに変わりはないので、研修受講申込の確認が取れない場合は人員基準違反となります。

## 3) 事故報告について

受診を要する事故等が発生した場合は、速やかな第一報と共に、事故報告書・対応終了報告書（又は終息報告書）の提出を忘れずに行ってください。

様式は、市のHPからダウンロードできます。

## (5) 八戸市独自の人員基準について（認知症対応型共同生活介護）

## 1) 夜勤体制について

## 国の基準

基準第90条第1項において「当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く）を行わせるために必要な数以上」と規定。

しかし、解釈通知においては、「夜間及び深夜の勤務を行う介護従業者（夜勤職員）は、利用者の処遇に支障がない場合は、併設されている他の共同生活住居の職務に従事することができるが、同時に職務に従事することができるのは、最大でも2つの共同生活住居に限られる」とされており、

1ユニット	夜勤者1人	} で可
2ユニット	夜勤者1人	
3ユニット	夜勤者2人	

となっているが、複数ユニットの夜勤者の負担が大きいと判断。

## 八戸市の独自基準

基準どおり、ユニットごとに夜勤者を配置し、以下のとおり規定。

1ユニット	夜勤者1名以上（宿直は不可）
2ユニット	夜勤者2名以上（夜勤1 + 宿直1は不可）
3ユニット	夜勤者3名以上（夜勤2 + 宿直1または夜勤1 + 宿直2は不可）

## 2) 夜勤における休憩時間の設定について

## 国の基準

労働基準法では、勤務時間が6時間で45分以上、8時間で1時間以上の休憩時間を設定することは義務付けているが、休憩時間の上限はない。

となっているが、休憩時間をいくらでも多く設定できるとすれば、実質的に夜勤体制を取っているとは言えないという観点から、夜勤の勤務時間帯における休憩時間の上限を設定。

## 八戸市の独自基準

6時間以上8時間未満の場合	休憩1時間
8時間以上14時間未満の場合	休憩1時間45分
14時間以上16時間未満の場合	休憩2時間
16時間以上の場合	休憩2時間45分



労働基準法で定める休憩時間    各GHが設定する休憩時間    八戸市基準  
で夜勤者の休憩時間を設定すること。

3) 非常勤の計画作成担当者の勤務時間について

国の基準

- ・計画作成担当者の常勤・非常勤は問わない。
- ・非常勤の場合は、「利用者の日常の変化を把握するに足る時間の勤務は少なくとも必要(平成18年5月2日付け厚生労働省事務連絡より)」

とされているのみで、具体的な時間数は定められていないため、

八戸市の独自基準

非常勤の計画作成担当者を配置する場合は、週30時間以上の勤務時間を確保すること

## 701 介護予防認知症対応型通所介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
6～8時間の前後に行う日常生活上の世話	6時間以上8時間未満のサービス提供	実施	
	8時間以上9時間未満	50単位	
	9時間以上10時間未満	100単位	
入浴加算	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備	満たす	
	通所計画上の位置づけ	あり	
	入浴介助の実施	実施	
個別機能訓練加算	個別機能訓練開始時の利用者への説明の有無	あり	
	専ら職務に従事する機能訓練指導員が120分以上かつ1名以上の配置	配置	
	多職種協働による個別機能訓練計画の作成	実施	個別機能訓練計画
	計画に基づく機能訓練の実施	実施	
	効果、実施方法に対する評価の実施	実施	
	個別機能訓練計画の内容説明、記録	3月に1回以上実施	
若年性認知症利用者受入加算	個別機能訓練に関する記録の保管、閲覧への対応	あり	
	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者定める	該当	
	担当者中心に利用者の特性やニーズに応じた適切なサービス提供	実施	

701 介護予防認知症対応型通所介護費 (1/2)

点検項目	点検事項	点検結果	
栄養改善加算	管理栄養士を1名以上配置	配置	
	管理栄養士、看護・介護職員等が共同した栄養ケア計画の作成	あり	栄養ケア計画(参考様式)
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	あり	
	計画に基づく栄養改善サービスの提供、栄養状態等の記録	あり	栄養ケア提供経過記録(参考様式)
	栄養ケア計画の評価、ケアマネ等に対する情報提供	3月ごとに実施	栄養ケアモニタリング(参考様式)
	定員、人員基準に適合	あり	
	月の算定回数	2回以下	
	低栄養状態又はそのおそれがあり、栄養改善サービス提供が必要と認められる者	該当	
	問題を有する者の適宜確認	該当	
口腔機能向上加算	言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員を1名以上配置	配置	
	言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口腔機能改善管理指導計画の作成	なし	口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画(参考様式)
	医療における対応の必要性の有無	なし	
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	あり	
	計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成	あり	口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画(参考様式)
	利用者毎の計画の進捗状況を定期的に評価、ケアマネ等への情報提供	3月ごとに実施	口腔機能向上サービスのモニタリング(参考様式)
	定員、人員基準に適合	あり	
サービス提供体制強化加算	介護職員総数のうち介護福祉士の数4割以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
サービス提供体制強化加算	直接処遇職員のうち勤続年数3年以上の者の数3割以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	

701 介護予防認知症対応型通所介護費 (2/2)

## 602 認知症対応型通所介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
6～8時間の前後に行う日常生活上の世話	6時間以上8時間未満のサービス提供	実施	
	8時間以上9時間未満	50単位	
	9時間以上10時間未満	100単位	
入浴加算	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備	満たす	
	通所計画上の位置づけ	あり	
	入浴介助の実施	実施	
個別機能訓練加算	個別機能訓練開始時の利用者への説明の有無	あり	
	専ら職務に従事する機能訓練指導員が120分以上かつ1名以上の配置	配置	
	多職種協働による個別機能訓練計画の作成	実施	個別機能訓練計画
	計画に基づく機能訓練の実施	実施	
	効果、実施方法に対する評価の実施	実施	
	個別機能訓練計画の内容説明、記録	3月に1回以上実施	
若年性認知症利用者受入加算	個別機能訓練に関する記録の保管、閲覧への対応	あり	
	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者定める	該当	
	担当者中心に利用者の特性やニーズに応じた適切なサービス提供	実施	

602 認知症対応型通所介護費(1/3)

点検項目	点検事項	点検結果	
栄養改善加算	管理栄養士を1名以上配置	配置	
	管理栄養士、看護・介護職員等が共同した栄養ケア計画の作成	あり	栄養ケア計画(参考様式)
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	あり	
	計画に基づく栄養改善サービスの提供、栄養状態等の記録	あり	栄養ケア提供経過記録(参考様式)
	栄養ケア計画の評価、ケアマネ等に対する情報提供	3月ごとに実施	栄養ケアモニタリング(参考様式)
	定員、人員基準に適合	あり	
	月の算定回数	2回以下	
	低栄養状態又はそのおそれがあり、栄養改善サービス提供が必要と認められる者	該当	
問題を有する者の適宜確認	該当		

602 認知症対応型通所介護費(2/3)

点検項目	点検事項	点検結果	
口腔機能向上加算	言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員を1名以上配置	配置	
	言語聴覚士、歯科衛生士、看護・介護職員等による口腔機能改善管理指導計画の作成	なし	口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画(参考様式)
	認定調査票の嚥下・食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者、基本チェックリストの口腔機能に関する(13)(14)(15)の3項目のうち2項目以上が「1」に該当する者又は、その他口腔機能の低下している者(おそれのある者含む)	該当	
	介護支援専門員を通じて、主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じている場合、医療保険の染色機能療法の算定していない又は接触・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施をしている	該当	
	利用者等に対する計画の説明及び同意の有無	あり	
	計画に基づく言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員による口腔機能向上サービスの提供、定期的な記録作成	あり	口腔機能改善管理指導計画・管理指導計画(参考様式)
	利用者毎の計画の進捗状況を定期的に評価、ケアマネ等への情報提供	3月ごとに実施	口腔機能向上サービスのモニタリング(参考様式)
	定員、人員基準に適合 月の算定回数	あり 2回以下	
サービス提供体制強化加算	介護職員総数のうち介護福祉士の数4割以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
サービス提供体制強化加算	直接処遇職員のうち勤続年数3年以上の者の数3割以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	

602 認知症対応型通所介護費(3/3)

## 702 介護予防小規模多機能型居宅介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
過少サービスに対する減算	登録者一人あたりの平均提供回数、週4回に満たない場合	該当	
初期加算	小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日（利用を開始した日）から起算して30日以内	該当	
事業開始時支援加算（ ）	事業開始後1年未満	該当	
	登録定員数に対する実登録者数の割合が8割未満	該当	
	過去に登録定員数に対する実登録者数の割合が8割以上になったことがない	該当	
	平成24年3月31日までの間	該当	
事業開始時支援加算（ ）	事業開始後1年以上2年未満	該当	
	登録定員数に対する実登録者数の割合が8割未満	該当	
	過去に登録定員数に対する実登録者数の割合が8割以上になったことがない	該当	
	平成24年3月31日までの間	該当	

702 介護予防小規模多機能型居宅介護費 (1/3)

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加算（ ）	従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している	該当	
	従業者（看護師又は、准看護師であるものを除く）総数のうち、介護福祉士の占める割合が4割以上である	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算（ ）、又は（ ）を算定していない	該当	
サービス提供体制強化加算（ ）	従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している	該当	
	従業者総数のうち、常勤の職員の占める割合が6割以上である	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算（ ）、又は（ ）を算定していない	該当	

702 介護予防小規模多機能型居宅介護費 (2/3)



点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化 加算( )	従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に関催している	該当	
	従業者総数のうち、勤続年数3年以上の職員の占める割合が3割以上及び届出日に属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる場合は、毎月の記録	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算( )、又は( )を算定していない	該当	

## 603 小規模多機能型居宅介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
過少サービスに対する減算	登録者一人あたりの平均提供回数、週4回に満たない場合	該当	
初期加算	小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内	該当	
認知症加算( )	日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(認知症日常生活自立度 以上)	該当	
認知症加算( )	要介護2であって周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者(認知症日常生活自立度 )	該当	
看護職員配置加算( )	専従の常勤看護師1名以上	配置	
	定員、人員基準に適合	該当	
看護職員配置加算( )	専従の常勤准看護師1名以上	配置	
	看護職員配置加算( )を算定していない	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
事業開始時支援加算( )	事業開始後1年未満	該当	
	登録定員数に対する実登録者数の割合が8割未満	該当	
	過去に登録定員数に対する実登録者数の割合が8割以上になったことがない	該当	
	平成24年3月31日までの間	該当	

603 小規模多機能型居宅介護費 (1/3)

点検項目	点検事項	点検結果	
事業開始時支援加算( )	事業開始後一年以上2年未満	該当	
	登録定員数に対する実登録者数の割合が8割未満	該当	
	過去に登録定員数に対する実登録者数の割合が8割以上になったことがない	該当	
	平成24年3月31日までの間	該当	
サービス提供体制強化加算( )	従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的開催している	該当	
	従業者(看護師又は、准看護師であるものを除く)総数のうち、介護福祉士の占める割合が4割以上である	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算( )、又は( )を算定していない	該当	

603 小規模多機能型居宅介護費 (2/3)

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加算( )	従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に行っている	該当	
	従業者総数のうち、常勤の職員の占める割合が6割以上である	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算( )、又は( )を算定していない	該当	
サービス提供体制強化加算( )	従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している	該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に行っている	該当	
	従業者総数のうち、勤続年数3年以上の職員の占める割合が3割以上及び届出日に属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる場合は、毎月の記録	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	サービス提供体制強化加算( )、又は( )を算定していない	該当	

603 小規模多機能型居宅介護費 (3/3)

## 703 介護予防認知症対応型共同生活介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤減算	介護従業者の数が1以上	満たさない	
	共同生活住居が3以上の場合は、2住居毎に1以上	満たさない	
夜間ケア加算	1の共同生活住居につき夜間及び深夜の勤務を行わせるための介護従事者1名に加えて、常勤換算方法で1名以上	配置	
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	短期利用共同生活介護の利用者 当該利用者は、病院又は診療所の入院中の者、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院又は入所中の者、認知症対応型共同介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び短期利用共同生活介護の利用中の者でない	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	医師が緊急に短期利用共同生活介護を利用することが適当と判断したものに認知症対応型共同生活介護を行った場合	該当	
	介護支援専門員及び受入事業所との連携をし、利用者又は家族との同意を得ている	該当	
	判断を行った医師は症状、判断の内容等を診療録等に記録し、事業者は判断を行った日時、医師名、留意事項等を介護サービス計画書に記録している	該当	
	利用開始日から起算して7日以内	該当	

703 介護予防認知症対応型共同生活介護費 (1/4)

点検項目	点検事項	点検結果	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者定めている	該当	
	担当者中心に利用者の特性やニーズに応じた適切なサービス提供	実施	
初期加算	入居日が起算して30日以内	該当	
退居時相談援助加算	利用期間が1ヶ月を超える利用者	該当	
	退居後の居宅サービス又は地域密着サービスその他の保健医療・福祉サービスについての相談援助	該当	
	利用者の同意の上、退居日から2週間以内に市町村等に利用者の介護状況を示す文書及び居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供	該当	
	計画作成担当者、介護職員等が協力し、退居者及びその家族等のいずれにも相談援助を行い、当該相談援助を行った日及び内容の要点を記録している	該当	
	利用者一人につき1回が限度	該当	

703 介護予防認知症対応型共同生活介護費 (2/4)

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症専門ケア加算	利用者総数のうち、日常生活に支障をきたす症状又は行動があるため介護を必要とする認知症者(日常生活自立度以上の者)である対象者の割合が5割以上	該当	
	対象者の数が20人未満で専門的な研修修了者が1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者が19を超えて10又は端数を増すごとに1人を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアの実施	該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導の会議を定期的実施	該当	
認知症専門ケア加算	利用者総数のうち、日常生活に支障をきたす症状又は行動があるため介護を必要とする認知症者(日常生活自立度以上の者)である対象者の割合が5割以上	該当	
	対象者の数が20人未満で専門的な研修修了者が1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者が19を超えて10又は端数を増すごとに1人を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアの実施	該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導の会議を定期的実施	該当	
	専門的な研修修了者を上記の基準に加え1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	該当	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画の作成及び研修の実施	該当	

703 介護予防認知症対応型共同生活介護費 (3/4)

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加算	介護職員の総数のうち介護福祉士の数5割以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
サービス提供体制強化加算	看護・介護職員の総数のうち常勤職員の数7割5分以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
サービス提供体制強化加算	直接処遇職員の総数のうち勤続3年以上の者3割以上及び記録あり	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	

703 介護予防認知症対応型共同生活介護費 (4/4)

## 604 認知症対応型共同生活介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤減算	介護従業者の数が1以上	満たさない	
	共同生活住居が3以上の場合は、2住居毎に1以上	満たさない	
夜間ケア加算	1の共同生活住居につき夜間及び深夜の勤務を行わせるための介護従事者1名に加えて、常勤換算方法で1以上	配置	
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	短期利用共同生活介護の利用者 当該利用者は、病院又は診療所の入院中の者、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院又は入所中の者、認知症対応型共同介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び短期利用共同生活介護の利用中の者でない	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
	医師が緊急に短期利用共同生活介護を利用することが適当と判断したものに認知症対応型共同生活介護を行った場合	該当	
	介護支援専門員及び受入事業所との連携をし、利用者又は家族との同意を得ている	該当	
	判断を行った医師は症状、判断の内容等を診療録等に記録し、事業者は判断を行った日時、医師名、留意事項等を介護サービス計画書に記録している	該当	
	利用開始日から起算して7日以内	該当	
若年性認知症利用者受 入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定めている	該当	
	担当者中心に利用者の特性やニーズに応じた適切なサービス提供	実施	

604 認知症対応型共同生活介護費 (1/5)

点検項目	点検事項	点検結果	
看取り介護加算	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者	該当	
	利用者、家族等の同意を得て介護に係る計画が作成されている	該当	
	医師、看護師、介護職員等が利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時本人又は家族の説明、同意を得ている	該当	
	自己負担の請求について利用者側に説明し文書にて同意を得ている	該当	
	退居等の際入院先の医療機関等に利用者の状態等の情報提供について本人又は家族に説明し文書にて同意を得ている	該当	
	本人又は家族に対する随時説明を口頭とした場合は介護記録に記載している	該当	
	本人が十分に判断できる状態になく、かつ、家族に連絡して来てもらえない場合、介護記録に職員間の相談日時内容等及び本人家族の状況が記載されている	該当	
	死亡日以前30日	該当	
	退居した日の翌日から死亡日の間は算定しない	該当	
	医療連携体制加算を算定している	該当	
初期加算	入居日が起算して30日以内	該当	

604 認知症対応型共同生活介護費 (2/5)

点検項目	点検事項	点検結果	
医療連携体制加算	病院、訪問看護ステーション等との連携により看護師を1名以上確保	満たす	
	看護師による24時間連絡体制の確保	あり	
	重度化した場合における対応の指針の有無	あり	重度化した場合における対応に係る指針(急性期における医師、医療機関との連携、入院期間中の当該施設における居住費・食費の取扱い、看取りに関する考え方、本人等との話し合いや意思確認の方法等)
	入居の際に利用者等に対する指針の説明、同意の有無	あり	
退居時相談援助加算	利用期間が1ヶ月を超える利用者が退居	該当	
	退居後の居宅サービス又は地域密着サービスその他の保健医療、福祉サービスについての相談援助	該当	
	利用者の同意の上、退居日から2週間以内に市町村等に利用者の介護状況を示す文書及び居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供	該当	
	計画作成担当者、介護職員等が協力し、退居者及びその家族等のいずれにも相談援助を行い当該相談援助を行った日及び内容の要点を記録している	該当	
	利用者一人につき1回が限度	該当	

604 認知症対応型共同生活介護費 (3/5)

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症専門ケア加算	利用者総数のうち、日常生活に支障をきたす症状又は行動があるため介護を必要とする認知症者(日常生活自立度以上の者)である対象者の割合が5割以上	該当	
	対象者の数が20人未満で専門的な研修修了者が1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者が19を超えて10又は端数を増すごとに1人を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアの実施	該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導の会議を定期的実施	該当	
認知症専門ケア加算	利用者総数のうち、日常生活に支障をきたす症状又は行動があるため介護を必要とする認知症者(日常生活自立度以上の者)である対象者の割合が5割以上	該当	
	対象者の数が20人未満で専門的な研修修了者が1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者が19を超えて10又は端数を増すごとに1人を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアの実施	該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導の会議を定期的実施	該当	
	専門的な研修修了者を上記の基準に加え1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	該当	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画の作成及び研修の実施	該当	

604 認知症対応型共同生活介護費 (4/5)

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化 加算	介護職員の総数のうち介護福祉士の数5割以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
サービス提供体制強化 加算	看護・介護職員の総数のうち常勤職員の数7割5分以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
サービス提供体制強化 加算	直接処遇職員の総数のうち勤続3年以上の者3割以上及び 記録あり	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	

604 認知症対応型共同生活介護費 (5/5)



## 605 地域密着型特定施設入居者生活介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
個別機能訓練加算	専ら職務に従事する常勤の理学療法士等を1人以上配置	配置	
	多職種協働による個別機能訓練計画の作成	作成	個別機能訓練計画
	開始時における利用者等に対する計画の内容説明	実施	
	利用者に対する計画の内容説明、記録	3月毎に実施	
	訓練の効果、実施方法等に対する評価	あり	
	個別機能訓練に関する記録の保管、閲覧への対応	あり	実施時間、訓練内容、担当者等の記録
夜間看護体制加算	常勤の看護師を1名以上配置し、看護責任者を定めている	配置	
	看護職員による24時間連絡体制の確保等	あり	夜間連絡・対応体制の指針、マニュアル等
	重度化した場合における対応の指針の有無	あり	重度化対応のための指針
	入居の際に利用者等に対する指針の説明、同意の有無	あり	
	研修棟で看護、介護職員に連絡体制の内容が調整されている	あり	
医療機関連携加算	看護職員が前回情報提供日から次回情報提供日までの間で、利用者毎に健康状況を随時記録	あり	
	利用者の同意の有無	あり	
	協力医療機関等から情報提供の受領の確認を得ている	あり	
	協力医療機関等と情報内容を定めている	あり	
	協力医療機関又は利用者の主治医に月1回以上情報提供	あり	

605 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1/1)

## 606 地域密着型介護福祉施設サービス

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤減算	利用者数25人以下	看護・介護1人未満	
	利用者数26人以上60人以下	看護・介護2人未満	
	ユニット型・・・2ユニットごとに1以上	満たさない	
ユニットケア減算	日中常時1名以上の介護又は看護職員の配置	未配置	
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	未配置	
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等を行う場合の記録を行っていない	未整備	
日常生活継続支援加算	入所者の総数のうち要介護4もしくは5の者の数6割5分以上又は日常生活に支障をきたすおそれの症状若しくは行動が認められ介護を必要とする認知症の入所者数6割以上認知症者は日常生活自立度のランク 以上のもの	該当	
	介護福祉士の数が常勤換算方法で6:1以上の配置	配置	
	サービス提供体制強化加算の算定をしていない	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
看護体制加算 イ	地域密着型介護福祉施設サービス又はユニット型地域密着型介護福祉施設サービスの算定	該当	
	常勤の看護師を1名以上配置	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
看護体制加算 口	経過のユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービスの算定	該当	
	常勤の看護師を1名以上配置	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	

606 地域密着型介護福祉施設サービス(1/12)

点検項目	点検事項	点検結果	
看護体制加算 イ	地域密着型介護福祉施設サービス又はユニット型地域密着型介護福祉施設サービスの算定	該当	
	看護職員を常勤換算で2名以上配置	該当	
	看護職員による24時間の連絡体制の確保	該当	
	24時間連絡体制(連絡対応体制に関する指針やマニュアル等が整備され、看護職員不在時の介護職員の観察項目の標準化がされ、看護介護職員に研修等で周知されている等)が周知されている	該当	
看護体制加算 口	経過のユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービスの算定	該当	
	看護職員を常勤換算で2名以上配置	該当	
	看護職員による24時間の連絡体制の確保	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
夜勤職員配置加算 イ	地域密着型介護福祉施設	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
夜勤職員配置加算 口	経過的地域密着型介護福祉施設	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
夜勤職員配置加算 イ	ユニット型地域密着型介護福祉施設	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
夜勤職員配置加算 口	ユニット型経過型地域密着型介護福祉施設又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
準ユニットケア加算	12人を標準とするユニットでケアを実施	あり	

606 地域密着型介護福祉施設サービス(2/12)

点検項目	点検事項	点検結果	
	個室のなしつらえ、準ユニットごとに共同生活室の設置	あり	
	日中、準ユニットごとに1人以上の介護・看護職員の配置	配置	
	夜間、深夜に2準ユニットごとに1人以上の介護・看護職員の配置	配置	
	準ユニットごとに常勤のユニットリーダー配置	配置	
個別機能訓練加算	個別機能訓練開始時の利用者への説明・記録の有無	あり	
	専ら職務に従事する常勤の理学療法士等を1人以上配置	配置	
	多職種協働による個別機能訓練計画の作成	作成	個別機能訓練計画書
	利用者に対する計画の内容説明、記録	3月毎に実施	
	訓練の効果、実施方法等に対する評価	あり	
	個別機能訓練に関する記録の保管、閲覧への対応	あり	実施時間、訓練内容、担当者等の記録
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者定める	該当	
	担当者中心に利用者の特性やニーズに応じた適切なサービス提供	実施	
常勤医師加算	専ら職務に従事する常勤の医師1名以上配置	配置	
精神科医師配置加算	医師が診断した認知症入所者が全入所者の1/3以上	満たす	
	精神科担当医師が月2回以上定期的に療養指導を実施	実施	
	常勤医師加算の算定	算定していない	
	配置医師が精神科を兼ねる場合	5回目以降	
	療養指導の記録の整備	あり	療養指導の記録

606 地域密着型介護福祉施設サービス(3/12)

点検項目	点検事項	点検結果	
障害者生活支援体制加算	視覚、聴覚・言語機能に重度の障害がある者又は、重度の知的障害者が15人以上	満たす	
	専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤職員1名以上配置	配置	
	障害者生活支援員として点字の指導、点訳、手話通訳、知的障害者福祉司等の要件を満たす	満たす	履歴書等
入院・外泊時費用	入院又は外泊をした場合	6日以下	
	短期入所生活介護のベッドへの活用の有無	なし	
初期加算	入所した日から起算して30日以内		
	算定期間中の外泊	なし	
	過去3月以内の当該施設への入所(自立度判定基準による、Mの場合は1月以内)	なし	
	30日以上入院後の入所	あり	
退所前後訪問相談援助加算	入所期間が1月以上(見込みを含む)	満たす	
	介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、医師のいずれかが退所後生活する居宅を訪問し、利用者及び家族に対し相談援助を実施(2回を限度)	満たす	
	退所後30日以内に入所者及び家族等に対し相談援助を実施	満たす	
	退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない	満たす	
	相談援助の実施日、内容の記録の整備	満たす	相談記録

606 地域密着型介護福祉施設サービス(4/12)

点検項目	点検事項	点検結果	
退所時相談援助加算	入所期間が1月以上	満たす	
	退所時に入所者等に対し退所後の居宅サービス等についての相談援助を実施	満たす	
	退所日から2週間以内に市町村、老人介護支援センターに対し、利用者の同意を得て介護状況を示す文書による情報提供	満たす	
	退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない	満たす	
	相談援助の実施日、内容の記録の整備	満たす	相談記録
退所前連携加算	入所期間が1月以上	満たす	
	退所に先だって居宅介護支援事業者に対し、利用者の同意を得て介護状況を示す文書による情報提供をし、かつ、居宅サービス等の利用に関する調整を実施	満たす	
	退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない	満たす	
	連携を行った日、内容に関する記録の整備	満たす	相談記録

606 地域密着型介護福祉施設サービス(5/12)

点検項目	点検事項	点検結果	
栄養マネジメント加算	常勤管理栄養士1名以上配置	配置	
	委託先のみ管理栄養士が配置されていない	該当	
	同一敷地内の複数の介護保険施設の栄養ケア・マネジメントを行っている場合、所属の施設のみ算定している	該当	
	定員、人員基準に適合	あり	
	医師、管理栄養士等多職種協働で栄養ケア計画の作成	あり	栄養ケア計画(参考様式)
	入所者又は家族等に計画を説明し、同意を得る	あり	
	計画に基づく栄養管理及び栄養状態を定期的に記録		栄養ケア提供経過記録(参考様式)
	計画の進捗状況を定期的に評価、見直し	2週間毎に実施	栄養ケアモニタリング(参考様式)
	" (リスク低)	3月毎に実施	栄養ケアモニタリング(参考様式)
	栄養状態の把握(体重測定等)	1回/月実施	
栄養スクリーニングの実施	3月毎に実施		
経口移行加算	定員、人員基準に適合	あり	
	経口による食事摂取のための栄養管理が必要と医師の指示を受けている	受けている	
	誤嚥性肺炎防止のためのチェック	あり	
	医師、管理栄養士等多職種協働で経口移行計画の作成	あり	栄養ケア計画(参考様式)を準用
	計画を入所者又は家族に説明し、同意を得る	あり	
	計画に基づく栄養管理の実施	実施	
	計画作成日から起算して180日以内	180日以内	
	180日を超える場合の医師の指示の有無	あり	
180日を超えて算定する場合の定期的な医師の指示	2週間毎に実施		

606 地域密着型介護福祉施設サービス(6/12)

点検項目	点検事項	点検結果	
経口維持加算	定員、人員基準に適合	あり	
	著しい摂食機能障害を有し誤嚥が認められ(造影撮影又は内視鏡検査による。)経口による食事摂取のための管理が必要と医師の指示を受けている	受けている	
	誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されている	されている	
	食形態の配慮等誤嚥防止のための適切な配慮の有無	あり	
	医師、管理栄養士等多職種協働で経口維持計画の作成	あり	栄養ケア計画(参考様式)を準用
	計画を入所者又は家族に説明し、同意を得る	あり	
	計画に基づく栄養管理の実施	実施	
	計画作成日から起算して180日以内	180日以内	
	180日を超える場合の医師の指示及び入所者の同意の有無	あり	
	180日を超えて算定する場合の定期的な医師の指示	2週間毎に実施	
	経口移行加算、経口維持加算 を算定していない	算定していない	
	経口維持加算	定員、人員基準に適合	あり
摂食機能障害を有し誤嚥が認められ(水飲みテスト頸部聴診法等による。)経口による食事摂取のための管理が必要と医師の指示を受けている		受けている	
誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されている		されている	
食形態の配慮等誤嚥防止のための適切な配慮の有無		あり	
医師、管理栄養士等多職種協働で経口維持計画の作成		あり	栄養ケア計画(参考様式)を準用
計画を入所者又は家族に説明し、同意を得る		あり	
計画に基づく栄養管理の実施		実施	
計画作成日から起算して180日以内		180日以内	
180日を超える場合の医師の指示及び入所者の同意の有無		あり	
180日を超えて算定する場合の定期的な医師の指示		2週間毎に実施	
経口移行加算、経口維持加算 を算定していない		算定していない	
口腔機能維持管理加算		歯科医師又は歯科医師の指示をうけた歯科衛生士が、介護職員に技術的助言、指導を行っている	月1回以上

606 地域密着型介護福祉施設サービス(7/12)

点検項目	点検事項	点検結果	
	技術的助言、指導に基づいた口腔ケアマネジメントに係る計画の作成	該当	
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	あり	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	あり	
	定員、人員基準に適合	あり	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	あり	
	療養食の献立の作成の有無	あり	療養食献立表

606 地域密着型介護福祉施設サービス(8/12)

点検項目	点検事項	点検結果	
看取り介護加算	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断	あり	
	入所者又はその家族等の同意を得て、入所者の介護に係る計画が作成されている	あり	
	医師、看護師、介護職員等が共同して入所者の状態又は家族の求めに応じ随時説明をし、同意を得ている	あり	
	常勤の看護師を1名以上配置し、看護職員、又は病院等の看護職員との連携による24時間の連絡体制を確保	あり	
	24時間連絡体制(連絡対応体制に関する指針やマニュアル等が整備され、看護職員不在時の介護職員の観察項目の標準化がされ、看護介護職員に研修等で周知されている等)が整備されている	該当	
	看取りに関する指針を定め、入所の際に入所者又は家族等に内容説明、同意の有無	あり	
	看取りに関する職員研修の実施	あり	
	看取りを行う際の個室又は静養室の利用が可能となる配慮	あり	
	(1) 死亡日以前4日以上30日以内	1日80単位	
	(2) 死亡日の前日及び前々日	1日680単位	
(3) 死亡日	1日1,280単位		

606 地域密着型介護福祉施設サービス(9/12)

点検項目	点検事項	点検結果	
在宅復帰支援機能加算	算定日の属する月の前6月間の退所者(在宅・入所相互利用加算対象者を除く。)総数のうち在宅で介護を受けることとなった者(入所期間1月起)の割合が2割超	該当	
	退所日から30日以内に居宅を訪問又は居宅介護支援事業者からの情報提供し、在宅生活が1年以上継続することの確認、記録の実施	あり	
	入所者の家族との連絡調整の実施	あり	
	入所者が希望する居宅介護支援事業者に対し、必要な情報提供、退所後の利用サービス調整の実施	あり	介護状況を示す文書
	算定根拠等の関係書類の整備の有無	あり	
在宅・入所相互利用加算	あらかじめ在宅期間、入所期間を定め、文書による同意を得ている	あり	同意書
	居宅期間及び入所期間を定めて同一の個室を計画内に利用している	該当	
	要介護3、4、5の者	該当	
	介護に関する目標、方針等について利用者等への説明及び合意の有無	あり	
	施設の介護支援専門員、介護職員等、在宅の介護支援専門員等との支援チームの結成	あり	
	概ね1月に1回のカンファレンスの実施及び記録の有無	あり	次期在宅期間、入所期間の介護の目標及び方針をまとめた記録
	多床室でないこと	個室等	
小規模拠点集合型施設加算	同一敷地内で、5人以下の居住単位に入所	5人以下	

606 地域密着型介護福祉施設サービス(10/12)

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症専門ケア加算	利用者総数のうち、日常生活に支障をきたす症状又は行動があるため介護を必要とする認知症者(日常生活自立度以上の者)である対象者の割合が5割以上	該当	
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導の会議を定期的実施	該当	
認知症専門ケア加算	利用者総数のうち、日常生活に支障をきたす症状又は行動があるため介護を必要とする認知症者(日常生活自立度以上の者)である対象者の割合が5割以上	該当	
	専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	該当	
	留意事項の伝達又は技術的指導の会議を定期的実施	該当	
	専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	該当	
	介護職員、看護職員ごとの研修計画の作成、実施	該当	

606 地域密着型介護福祉施設サービス(11/12)

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加算	介護職員の総数のうち介護福祉士の数5割以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
サービス提供体制強化加算	看護・介護職員の総数のうち常勤職員の数7割5分以上	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	
サービス提供体制強化加算	利用者に直接処遇職員の総数のうち勤続3年以上の者3割以上及び記録あり	該当	
	定員、人員基準に適合	該当	

606 地域密着型介護福祉施設サービス(12/12)